

# 日本のひなた宮崎国スポ日南市弁当調製施設選考基準

## 1 趣旨

この基準は、日南で開催する日本のひなた宮崎国スポ（以下「国スポ」という）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選考を行うために必要な事項を定める。

## 2 対象施設

- (1) 日南市の市税の滞納がないこと。
- (2) 製造所が食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (3) 日南市内に本社及び製造所を有している業者であること。ただし実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (4) 日南市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条の暴力団及び暴力団員又は密接関係者ではないこと。

## 3 施設の衛生管理

- (1) 選考時点において、過去3年間に食中毒発生の事故歴がないこと。ただし、保健所の監視指導を受けて問題がないことが確認できた場合はこの限りではない。
- (2) 食品衛生監視票が調査時点において80点以上であること、もしくは国スポ開催6ヶ月前までに保健所の食品衛生監視を受け該当監視票が80点以上であること。
- (3) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付衛食第85号）などHACCPの概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- (4) 検食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。同一の食品を1回300食以上又は1日750食以上を提供する場合は、前記の規定による保存のほか、当該食品の原材料ごとに前記と同様の工程で保存を行うこと。なお、原材料は、特に、洗浄・殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。
- (5) 検便は食品に直接接触する作業に従事する者（容器包装に入れられた食品を取り扱う作業のみ従事する者を除く）に対し、競技開催前の1ヶ月以内に以下の項目について実施すること。（赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌（O157等）・ノロウイルス）。
- (6) 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に参加していること、若しくは大会開催期間中参加できること。

## 4 施設の調製能力

- (1) 大会時の提供可能数が、曜日に関わりなく原則1日あたり約50食以上であること。
- (2) 前日の午後6時までの受注に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時までの納入が可能であること。

- (3) 単価に応じた調製が可能なこと。
- (4) 原材料に日南市産又は宮崎県産品を積極的に採用し、日南市の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (6) 弁当の食材及び献立内容については日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日南市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定した場合でも調製が可能であること。
- (7) 実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (8) メニューの日替わりが5日以上可能であること。
- (9) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

5 施設の対応能力（次の（1）～（5）の条件を満たすこと、（6）、（7）に条件については必須ではないが、必要可能な場合優遇されるもの）

- (1) 実行委員会が指定する日時に弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (2) 悪天候により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に基づく対応ができること。
- (3) 弁当付属品として、実行委員会の指示に沿った飲料・割り箸・爪楊枝・お手拭き及び持ち運び用袋の提供ができること。
- (4) 弁当容器に下記の項目をラベルシール等による表示ができること。
  - ① 弁当の名称
  - ② 原材料名（アレルギー、遺伝子組み換え、原料米の産地等の表示を含む。）
  - ③ 食品添加物（アレルギー含む。）
  - ④ 消費期限（時刻まで表示）
  - ⑤ 保存方法
  - ⑥ 製造所所在地・製造者名
  - ⑦ その他食品表示関係法令により規定される表示
  - ⑧ 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
  - ⑨ 持ち帰りの禁止を表示
  - ⑩ その他実行委員会が指示する表示
- (5) 通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して弁当を搬入すること。
- (6) 冷蔵車など適切な温度管理（10℃以下）のできる車両等による配達及び納入場所における弁当引換時間中の待機が可能であること。
- (7) 実行委員会が指定する日時及び場所に搬入できること。また、同日に容器等を回収できること。

6 その他

- (1) この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議をして定める。